

令和4年度 世田谷区民向け蓄電池 導入補助事業のご案内



世田谷区では、再生可能エネルギーの区内での有効利用及び災害時に有効な小規模分散型電源の普及拡大に繋げるため、太陽光発電パネルと接続して充電できることを条件に、蓄電池を導入した区民等に対し、費用の一部を補助いたします。

申請のタイミング

機器の購入・設置後に申請してください。

申請受付期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月10日（金）

（注意）予算の執行状況によっては、年度の途中で受付を終了する場合があります。

補助金を申請できる方

区内にお住まいの方、又は区内の集合住宅の共用部分のために対象機器を導入した集合住宅の管理組合（法人は不可）

令和3年4月1日以降に対象機器を購入・設置した方

補助対象機器（2種類）・補助金額・条件

対象機器	定置型蓄電池システム	小型ポータブル蓄電池（小型可搬式）
補助金額	初期実効容量（kWh）× 1万円 （ <u>上限5万円</u> 。千円未満切捨て）	機器費（消費税を除く）の5分の1以内 （ <u>上限1万円</u> 。千円未満切捨て）
主な条件	太陽光発電システム（補助金の交付申請より前に蓄電池システムと接続済みであること）を利用して充電できること。 蓄電池システムが、国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアティブにより登録されていること。 蓄電池ユニットに貯めた電気は申請者の住居用又は集合住宅の共用部分に使用すること。	持ち運びが可能な太陽光発電パネル（補助金の交付申請より前に購入していること）を利用して充電できること。 蓄電容量が400Wh以上のもの。 交流（AC）100V出力端子を備えたもの

手続きの流れ

申請書類の提出

- ・ 定置型蓄電池システムの場合は購入・設置後に、小型ポータブル蓄電池の場合は購入後に申請書類をご提出ください。
- ・ 申請の際は、次ページの「申請に必要な書類」をご確認いただき、必要書類を全て揃えたうえでご提出ください。また、交付申請書裏面（2/2 ページ）に申請前チェックリストを設けておりますので、併せてご確認ください。
- ・ 申請書は環境・エネルギー施策推進課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

書類の審査 【世田谷区】

- ・ 申請書類の内容を受付順に審査します。不足書類等がありましたら、申請者にご連絡をしますので、その後は速やかに書類のご提出をお願いします。審査には1か月程度を要します。

交付の決定 【世田谷区】

- ・ 書類審査終了後、交付決定通知書、請求書、口座振込依頼書兼登録申請書を申請者あてにお送りします。

請求書類の提出

- ・ 請求書、口座振込依頼書兼登録申請書に必要事項をご記入・押印のうえ、ご提出ください。

補助金の支払い 【世田谷区】

- ・ ご提出いただいた書類を確認後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。振り込みには、請求書等を受領後、2週間程度かかります。

注意事項

中古品及び個人売買により購入したものは補助の対象外です。
補助は対象機器のいずれか一方1台、1回限りとなります。
法人による申請や、会社の事業用として蓄電池を導入する場合は補助の対象外です。
対象機器の条件等の詳細は、区のホームページをご覧ください。

< 区のホームページ掲載場所 >

トップページの検索ボックスに、ページ番号「185009」を入力し、
検索してください。

または、トップページ [住まい・街づくり](#)・[環境](#) [環境](#) [せたがや版 RE100](#)
(再生可能エネルギーの普及・促進) からもご覧いただけます。



申請に必要な書類

審査にあたり、下記以外の書類の提出を求める場合があります。	定置型蓄電池システム	小型ポータブル蓄電池
申請書【第1号様式】	○	○
蓄電池の購入に係る内訳が記載された領収書の写し ・定置型蓄電池システムの場合は、メーカー名、パッケージ型番、蓄電池ユニットの製造番号が記されているもの。 ・ポータブル蓄電池の場合は、メーカー名、品番が記されているもの。	○	○
持ち運び可能な太陽光発電パネルの購入に係る領収書の写し (メーカー名、品番が記されているもの)	-	○
領収書内訳書 領収書に内訳の記載がない場合のみ必要	○	○
蓄電池の規格・性能等がわかるカタログ等の写し (メーカーのホームページを印刷したものも可)	○	○
持ち運び可能な太陽光発電パネルの規格・性能等がわかるカタログ等の写し (メーカーのホームページを印刷したものも可)	-	○
蓄電池の設置日が確認できるものの写し(工事完了報告書や保証書等)	○	-
蓄電池ユニットの製造番号が確認できるものの写し(保証書や出荷証明書等)	○	-
蓄電池の購入(・設置)後の写真 ・定置型蓄電池システムの場合は、蓄電池ユニットの全体とメーカー名、品番、製造番号が明確に読み取れるもの。 ・小型ポータブル蓄電池の場合は、機器全体とメーカー名、品番が明確に読み取れるもの	○	○
太陽光発電システムの写真 (撮影が難しい場合は、売電明細書の写しや保証書の写し等も可)	○	-
持ち運び可能な太陽光発電パネルの写真 (機器全体とメーカー名、品番が明確に読み取れるもの)	-	○
<申請者が個人の場合> 以下の2点全て 申請者の住所が確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し 令和3年度相当分(令和2年中所得)特別区民税・都民税納税証明書 3か月以内に発行された原本 非課税の場合は、非課税証明書。令和3年1月1日に世田谷区外に居住していた方は、その時点の住所地の自治体で発行されたもの。	○	○
<申請者が管理組合の場合> 以下の3点全て 管理組合の規約の写し 現在の理事長が選任されたことを確認できる書類の写し 対象機器の導入に係る管理組合の総会の決議書又はそれに代わるものの写し	○	○

交付申請書、請求書などの各種様式は、区のホームページよりダウンロードいただくか、環境・エネルギー施策推進課の窓口(裏面[問合せ先・申請書類提出先](#))でお渡しできます。

よくある質問と回答（抜粋）

Q：国や東京都の補助事業との併用は可能ですか？

A：可能です。

Q：蓄電池を設置した住所に居住していない場合でも、補助の対象になりますか？

A：補助の対象外です。

Q：リースによる蓄電池の導入は補助の対象になりますか？

A：補助の対象外です。蓄電池を購入することが補助の条件になります。

Q：ローン契約やクレジット契約による購入は、補助の対象になりますか？

A：補助の対象です。ただし、領収書により、申請者が対象機器を購入したことを確認できることが条件となります。

Q：購入予定機器（定置型蓄電池システム）が補助の対象となるか知りたい。

A：国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の補助事業のホームページ（<https://sii.or.jp/>）ZEH 戸建住宅 ZEH 支援事業 蓄電システム登録済製品一覧よりご確認ください。

Q：補助金がいくら残っているか確認することはできますか？

A：補助金の交付件数や残額等についてはお答えできかねます。補助金が残り少なくなりましたら区のホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

環境配慮型住宅リノベーション推進補助事業との併用について

令和3年度より、太陽光発電システムの設置工事を環境配慮型住宅リノベーション推進補助事業の助成対象に追加しました。定置型蓄電池システムを太陽光発電システムと同時導入する場合、太陽光発電システムの設置については、環境配慮型住宅リノベーション助成を、定置型蓄電池システムについては、本補助事業による助成を受けることができます。（それぞれに申請が必要となります。）

環境配慮型住宅リノベーション助成を受けるには諸条件があります。

- ・区内事業者による設置工事が対象
- ・既存住宅のみ対象（新築は対象外）
- ・過去に環境配慮型住宅リノベーション助成を受けていないこと 等

詳細は、区のホームページをご覧ください。



問合せ先・申請書類提出先

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

二子玉川分庁舎 B棟3階35番窓口

世田谷区環境政策部環境・エネルギー施策推進課

電話：03-6432-7133 FAX：03-6432-7981